

真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、除雪機械等大型特殊車両の運転に必要な免許の取得に要する経費の一部又は全部について、真室川町補助金等交付規則(平成28年規則第17号。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、町内の除雪機械運転手を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 志願者 真室川町除雪作業員(以下「除雪作業員」という。)として就業する意思のある者をいう。
- (2) 大特免許 大型特殊自動車免許のことをいう。
- (3) 技能講習 車両系建設機械運転技能講習のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、志願者のうち当該年度の12月1日時点で当該各号のいずれにも該当する者とする。ただし、その他補助金等の交付を受けた者は交付対象外とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税の滞納が無い者
- (3) 18歳以上70歳以下の者
- (4) 学生でない者
- (5) 技能講習を修了し、大特免許を取得した者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 技能講習の受講料
- (2) 運転免許試験の受験手数料
- (3) 免許証交付にかかる手数料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた経費

2 前項の定めにかかわらず、免許を取消しとなった場合には、補助対象経費とはなら

ない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、次に定めるものとする。

(1) 前条に定める補助対象経費の額とし、120,000円を限度とする。

(2) 病気、怪我、その他やむを得ない都合により、除雪作業員募集への申請を辞退する場合、補助金額は60,000円を限度とする。

2 町の都合により除雪作業員として採用されなかった場合においては、第1項第1号を適用する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大特免許を取得した日から30日を経過する日又は当該年度の12月28日のいずれか早い日までに、真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 技能講習の受講及び免許の取得に要した経費を明らかにする書類

(2) 運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了証の写

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、申請書類を審査し、除雪作業員採用の決定後に交付の決定をし、真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金の交付及び額の決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 申請者は、本人の都合により申請内容を変更又は辞退するときは、真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金変更・辞退届(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 医師の診断書等、変更又は辞退理由を証明する書類

(2) そのほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

真室川町長 殿

〒 ー
申請者住所 真室川町大字.....

氏 名

電話番号

真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金交付申請書

真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金交付要綱の規定により当該補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	性 別	☐ 男 ☐ 女
補助対象経費 の総額 (A)	受講料・受験手数料等 円	他の補助金等 受給の有無	☐ あり ☐ なし
交 付 申 請 額	(A)の額又は上限 12 万円 円		
同 意	申請にあたり、町税納付状況の閲覧に同意するとともに、真室川町除雪作業員募集へ申請することを約束します。 氏名		

添付書類

- ア 技能講習の受講及び免許の取得に要した経費を明らかにする書類
- イ 運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了証の写

第 号
年 月 日

殿

真室川町長 新 田 隆 治

真室川町除雪機械運転技能取得支援事業補助金の交付及び額の決定通知書

年 月 日付けで申請があった標題の補助金について、下記のとおり決定したので通知する。

記

- 1. 承認・却下
(却下の理由)

- 2. 補助金交付決定額 金 _____ 円

